

○ 改正の趣旨

障害児が、地域において児童発達支援又は放課後等デイサービスを利用することが困難な場合に、介護保険法による「指定小規模多機能型居宅介護事業所」が「児童発達支援」又は「放課後等デイサービス」を提供することを可能とするもの

(参考)
国において、構造改革特別区域計画の認定を受けている地域でのみ可能としていた「指定小規模多機能型居宅介護事業所」における障害児(者)の受入れ事業」の一部を、全国に拡大。(平成25年10月1日施行)

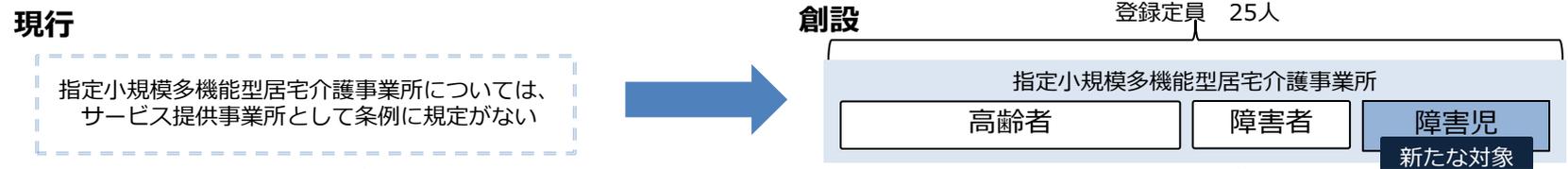
※指定小規模多機能型居宅介護事業所
通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供するもの

○ 改正の概要等

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、これに準じて条例を改正するもの。

1 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

→ 児童発達支援や放課後等デイサービスなどの18歳未満の障害児を対象としたサービスを提供する事業所の指定基準を定める
指定小規模多機能型居宅介護事業所が、新たに児童発達支援又は放課後等デイサービスを提供することができるよう規定するとともに、定員、施設及び運営などの基準を規定するもの。



2 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

→ 生活介護や短期入所、就労支援などの障害児及び障害者を対象としたサービスを提供する事業所の指定基準を定める
指定小規模多機能型居宅介護事業所の提供するサービスに障害児が新たに追加されたことに伴い、定員に障害児を加えるなどの、改正を行うもの。

